

公益社団法人宮城県獣医師会の慶弔見舞規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人宮城県獣医師会（以下「この法人」という。）の慶弔見舞に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(喜寿祝・結婚祝)

第2条 会員が敬老の日現在で、満77才（喜寿）に達したときは、これを慶祝し、お祝いの金品を贈呈する。又、会員本人が結婚したときも、祝い金を贈呈する。

(傷病見舞・災害見舞)

第3条 会員が負傷または疾病により、1ヶ月以上に及ぶ入院加療をした場合並びに重大な災害を受けたときは、見舞金を贈呈する。

(弔 慰)

第4条 会員が死亡したときは、弔慰金を贈り弔意を表するものとする。

(基 準)

第5条 前各条に定める慶弔見舞の基準は、別に定める。

(連 絡)

第6条 会員（配偶者・父母）が慶弔見舞に該当する事態が発生した場合は、当該支部長は速やかに、この法人の会長あて速報するものとする。

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

- この規程は、公益社団法人宮城県獣医師会の移行の登記の日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する（令和6年12月17日理事会提出）

別 表

1. 慶 祝

区 分	対 象 者	贈 呈 す る も の
喜 寿 祝	敬老の日現在で77才に達した者	賀 詞 及 び 祝 金
結 婚 祝 い	会 員 本 人	祝 金 20, 000 円

2. 見 舞

区 分	対 象	金 額
傷病見舞金	引き続き1ヶ月以上の入院	20, 000 円
災害見舞金	重大な災害を受けたとき	その都度会長が決定

3. 弔 慰

対 象 者	供 物
会 員 本 人	香典 20, 000 円、花輪、弔電
配 偶 者	香典 10, 000 円、花輪、弔電
父 母	弔 電

(注) 新聞の死亡広告については、その都度会長が決定する。